



# 動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番  
(公) 043(222)7207番

96.5.11 No. 4393

## 地労委命令を踏みにじる中労委の

# 反動命令弾劾!

### 声 明

1. 本日、国鉄分割・民営化にあたってJR採用を拒否された12名の動労千葉組合員の「採用差別事件」について、中央労働委員会より命令が交付された。

命令は、2名につき不当労働行為を認定し、「1987年4月1日をもって東日本会社に採用したものと取り扱うこと」を命じたものの、残る10名の不当労働行為申し立てを却下した。

われわれは、12名全員の救済・JR採用を命じた1990年2月27日付千葉地労委命令を覆し、組合員の解雇撤回に向けた思いを踏みにじる、本日の反動命令を怒りをこめて弾劾し、全員の解雇撤回に向けて、さらに闘いを強化する決意である。

2. 12名の組合員の採用差別は、1985年11月および1986年2月の二波のストライキに関して受けた停職処分を口実としたものである。しかし、この二波のストライキに対する処分は、千葉地方裁判所において、12の組合員が「解雇無効」の判決を受けていることにも明らかとなり、それ自身全く不当なものに他ならない。

しかも、地労委命令では、「労働処分を受けたことは、本来的に採用の基準となるべき事項ではなく、妥当性を欠く」ことは明らかであるし、処分を受けたことをもって採用を拒否することは、「同一事項について二重の処分が行なわれたことになる」と、明確に認定されていたことが、何ひとつ理由を述べることもなく覆されている。

さらに、中労委命令では、申し立てを却下された10名について、「処分も相当性に欠けるところはない」としているが、その根拠は、何ひとつ述べられおらず、ただ断定があるだけなのだ。

以上のことから見ても、本日の中労委命令は、政治的な判断のみに基づいてだされた、反動命令であると断ぜざるを得ない。

3. しかし、この反動命令においてすら、「国鉄とJRは全く別個の法人であり、いかなる意味においてもJRに一切の責任はない」とする、JRの傲慢不遜な主張は明確に退けられている。われわれの主張の正当性は、誰も否定することができないのである。

4. 今、JR発足10年目を前にして、「国鉄改革」と称して強行された分割・民営化政策は、あらゆる面で破綻を顕わにしている。累積債務は一層膨れ上がり、20兆円を超す「国民負担」が強行されようとしている。JR貨物及びJR三島は、経営そのものがないたたくていっている。さらに、JR東労組と癒着し、動労千葉や国労破壊の不当労働行為にのみ血道をあげる、東日本会社のあまりに異様な労使関係も、社会的な指弾を受けるに至っている。

国鉄の分割・民営化が、「累積債務の解消」に名を借りて、国鉄労働運動の解体と20万人の国鉄労働者の首切りを目論んだ国家的不当労働行為に他ならなかったことは、今や誰の目にも明らかである。

われわれは、本日の反動命令への怒りも新たに、国民をペテンにかけて強行された国家的不当労働行為を糾弾し、全ての被解雇者の解雇撤回・原職奪還に向けた闘いを強化することを表明する。

1996年5月10日

国鉄千葉動力車労働組合

執行委員長 中野 洋

全ての組合員のみなさん!  
中央労働委員会は、五月一日、いわれなくJRへの採用を拒否された動労千葉組合員一二名について、塩崎君(館山支部)、多田君(銚子支部)の二名についてのみ救済を認め、JRへの採用を命じたが、残る一〇名については地労委命令を踏み躪るといふ反動命令を交付した。

動労千葉は、この反動命令に対して左記のとおり「声明」を発表して命令の不当性を弾劾するとともに、JR-JR総連革マル一体となった不当労働行為の根絶に向けて、断固として闘いぬくことを明らかにするものである。  
解雇撤回・清算事業団闘争勝利! 正念場を迎えた国鉄闘争勝利に向け、九六年夏季物販闘争を全国的に展開しよう。

塩崎君(館山)、多田君(銚子)にのみ救済命令